

京都市国民健康保険 保険料の納付と医療費の全額(10割)自己負担について(継続)

保険料を滞納しているため、医療機関での支払いが一旦全額(10割)自己負担となっています。

保険料の納付状況等が改善されない場合は、引き続き、一旦全額(10割)自己負担となります。

つきましては、保険料の納付について、早急に相談が必要ですので、

令和 7年 月 日までに

封筒に記載の担当へ来所又は連絡してください。

削除

※ これまで一旦全額自己負担となる資格証明書を交付してきた方については、今後資格確認書(特別療養)又は資格情報のお知らせ(特別療養)を交付します。(特別療養費の支給は、引き続き区役所(支所・京北出張所)への申請が必要です。)

国保記号番号

○ このまま滞納が続きますと、医療費の一旦全額(10割)自己負担だけでなく、併せて以下の措置を採ることがあります。

【給付の一時差止め】

国民健康保険法第63条の2に基づき、療養費、高額療養費、葬祭費、特別療養費等の現金給付の支払いを一時差し止めます。

【財産の差押え】

財産を調査のうえ、給与、預(貯)金、不動産、生命保険、年金等の財産を差し押さえます。

○ 下記のいずれかに該当するときは、至急に届出をしてください。

【国民健康保険の資格を喪失しているとき】

既に、他の健康保険に加入している等、本市国民健康保険の資格を喪失しているとき。

【下記事由に該当するとき】

災害などの特別の事情(※1)があるために、保険料の納付が困難なとき、又は原爆一般疾病医療費の支給等(※2)を受けるとき。

(※1、※2につきましては裏面を参照してください。)

* 既に滞納保険料を全額納付済みの場合は、行き違いのものと御了承願います。

※1 「災害などの特別の事情」とは、次の事由のことをいいます。

- 1 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
- 2 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- 3 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- 4 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- 5 前各号に類する事由があったこと。

※2 原爆一般疾病医療費の支給等とは国民健康保険法第54条の3第1項で定める原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給又は国民健康保険法施行規則第27条の4の2に規定する医療に関する給付のことをいいます。

○資格を喪失している場合の届出に必要なもの。

こんなとき	届出に必要なもの
職場の健康保険や国民健康保険組合に入ったとき	職場の健康保険の資格確認書又は資格情報のお知らせ（未交付のときは、職場の健康保険に入った証明書）
市外及び国外に転出するとき	—
生活保護を受けるようになったとき	保護受給証明書など（開始日が分かるもの）
亡くなったとき	—

国保の

資格確認書、被保険者証が交付されていない場合は、被保険者証を

* 上記のほかに、運転免許証やパスポート等、届出に來所される方が本人であることを証明するものとマイナンバーが確認できるものをお持ちください。